

## 米国—カナダ産軟材に対して異なる価格方式を適用する AD 措置(WT/DS534/R)

### 1. 事案の概要

- カナダ産軟材に対する米国の AD 措置における、AD 協定第 2.4.2 条第二文の米国による適用の適否について争う案件。
- 本件では、AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の購入者、地域又は時期が著しく異なっている態様が認められる場合において、当該態様内の W-T 比較においてゼロイングの適用が認められるのかが最大の論点であった。当該ゼロイングの適用を認めた本パネルの判断について、現在カナダが上訴中。

### 2. 主要論点と結論

- ① AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の態様は、購入者、地域又は時期のうち同一の類型内で認められなければならない（その結果複数の類型を認定することは可能）。
- ② AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の態様は、態様内の価格が低い場合のみならず、高い場合においても認定できる。この点について洗濯機上級委報告を否定。
- ③ AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の態様内に W-T 比較を適用する場合において、ゼロイングが認められる。この点について洗濯機上級委報告を否定。

### 3. 本件判断の意義

- 本件は、先例である洗濯機上級委報告を否定し、AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較にゼロイングを認めた案件である。この論点に対する上級委の判断が注目される。

## 米国一カナダ産軟材に対して異なる価格方式を適用する AD 措置(WT/DS534/R)

### 第1 経緯

本件は、カナダ産軟材に対する米国の AD 措置における、AD 協定第 2.4.2 条第二文の米国による適用の適否について争う案件である。カナダは、2017 年 11 月 28 日に協議要請をし、本パネルは 2018 年 4 月 9 日に設置され、2019 年 4 月 9 日にパネル報告が出された。カナダは 2019 年 6 月 4 日に上級委に対して上訴を通知した。

### 第2 主な論点

AD 協定第 2.4.2 条第二文に関して：

1. 「輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっている」という要件は、「購入者」、「地域」又は「時期」の 3 つの種類のうち、同じ種類の中で異なっていることを要求するのか、それとも異なる類型間を跨って異なることを許容するのか。
2. 「態様が・・・著しく異なっている」という要件は、態様に含まれる調査対象輸出取引（以下「態様内取引」といい、それ以外の調査対象輸出取引を「態様外取引」という。）の価格が著しく低い場合のみならず、同価格が著しく高い場合でも満たされるのか。
3. AD 協定第 2.4.2 条第二文に基づいて態様内取引に対して正常価額の加重平均値と個別の輸出価格との比較（以下「W-T 比較」という。）に基づいてダンピングマージンを計算する場合において、態様外取引に対するダンピングマージンを合算する必要があるのか。
4. AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較を行う際、マイナスマージンを無視すること（ゼロイング）は可能であるのか。

### 第3 パネルの主な判断

1. 「輸出価格の態様が、購入者、地域又は時期によって著しく異なっている」という要件は、「購入者」、「地域」又は「時期」の 3 つの種類のうち、同じ種類の中で異なっていることを要求するのか、それとも異なる類型間を跨って異なることを許容するのか。

(1) 米国が本件で適用した方法

米国は、各モデルごとに、以下の二段階の方法を、著しく異なる態様の認定基準として用いている（パラ 7.23～7.29）：

①Cohen の D テスト；

以下の式のように、Cohen の D テストに基づいて、特定の購入者/地域/時期の加重平均輸出価格の、その他の全購入者/地域/時期の加重平均輸出価格に対する効果量を計算する。

(式) 効果量 = (特定の購入者等に対する加重平均輸出価格 - その他の全購入者等に対する加重平均輸出価格) /  $\sqrt{\text{特定の購入者等の分散} - \text{その他の全購入者等の分散}}$

その結果算定された効果量が 0.8 以上であれば、当該特定の購入者等に対する輸出取引は Cohen の D テストを通ったものと判断される（=当該特定の購入者等への輸出価格は、その他の購入者等への輸出価格と著しく異なっていると判断される）。

②比率テスト：

- Cohen の D テストを通った輸出取引の総額が全輸出取引の総額の 66%以上となる場合には、全輸出取引に対して W-T 比較を適用する。
- 上記比率が 33%超～66%未満の場合には、当局は、Cohen の D テストを通った輸出取引にのみ W-T 比較を適用できる。その他の輸出取引には、正常価額の加重平均と輸出価格の加重平均の比較(以下「W-W 比較」という。)が適用される。
- 上記比率が 33%以下の場合には、当局は、全輸出取引に対して W-W 比較を適用する。

(2) パネルの判断

① 態様とは、特定の行動又は状況において、規則的かつ理解できる方式又は識別される連続をいう(パラ 7.39)。

② 態様(pattern)が単数形であることは、複数の態様を認定することを妨げない(パラ 7.39)。米国－韓国産大型家庭洗濯機に対する AD 及び CVD 措置(DS464)案件（以下「米国洗濯機案件」という。）上級委報告(WT/DS464/AB/R)も、この解釈に整合している(パラ 7.48)。

③ 米国洗濯機案件上級委及びパネル(WT/DS464/R)は、異なる類型間を跨って類型を認定することは認めなかった(パラ 7.42)。

④ AD 協定第 2.4.2 条第二文の態様に関する文における「又は(or)」及び「間(among)」という用語は、同一の類型内において態様が存在することを要求していると解釈される(7.43～7.45)。

(3) 結論

米国は、異なる類型間を跨って合算して1つの類型を認定した点において、AD協定第2.4.2条第二文に不整合である(パラ7.49)。

2. 「態様が・・・著しく異なっている」という要件は、態様内取引の価格が著しく低い場合のみならず、同価格が著しく高い場合でも満たされるのか。

(1) 米国洗濯機案件上級委報告の立場

米国洗濯機案件上級委報告は、「態様が・・・著しく異なっている」という要件は、態様内取引の価格が著しく低い場合にのみ満たされる旨判断した(パラ7.51)

(2) パネルの判断

① 態様に関する条項の文言上、この論点は定められていない(ただし、定められていないことは決定的な理由とはならない)(パラ7.55及び7.56)。

② 特定の購入者等に対するダンピングは、その他の購入者等に対する著しく高い輸出価格にて隠蔽されてしまう。従って、特定の購入者等に向けられたダンピングを暴く(unmask)というAD協定第2.4.2条第二文の趣旨によれば、著しく高い輸出価格に態様を認定することも認められる(パラ7.57)。

③ 洗濯機上級委報告は、AD協定第2.1条等において正常価額よりも「低い」輸出価格がダンピングであると定められていることをその立場の根拠の1つとしている。しかし、(その他の輸出価格と比較して)低い輸出価格は正常価額よりも高い場合も低い場合もあり、(その他の輸出価格と比較して)高い輸出価格も同様である。従って、AD協定第2.1条は理由にならない。

④ 態様の定義からは、低い価格のみ、又は高い価格のみをその対象とするという示唆はない(パラ7.61)。

⑤ 以上により、米国洗濯機案件上級委報告に同意しない(パラ7.59～7.61)。

⑥ なお、本パネルの判断は、態様が全ての輸出取引に対して認定されなければならないということを意味しない(パラ7.63～7.65)。米国は、購入者A、B及びCが存在し、購入者Aに対する価格が著しく低い場合には、Aに対する著しく低い価格と、B及びCに対する著しく高い価格という態様が存在すると主張するが、それは、特定の購入者等に対する加重平均価格をその他の購入者等に対する加重平均価格と比較することを前提としており、当該前提は必須ではない(パラ7.63及び7.64)。

(3) 結論

本論点に関して米国のAD協定第2.4.2条第二文の不整合は認められない(パラ7.66)。

3. W-T 比較に基づいてダンピングマージンを計算する場合において、態様外取引に対するダンピングマージンを合算する必要があるのか。

(1) 米国洗濯機案件上級委報告の立場

W-T 比較は態様内取引にのみ適用され、態様外取引はダンピングマージンの計算上分子から排除される(パラ 7.71)。

(2) 米国洗濯機案件パネル報告及び米国-中国を含む AD 手続に対する特定の方法及びその適用パネル報告(WT/DS471/R)の立場

W-T 比較は態様内取引にのみ適用され、その結果と、態様外取引に対する W-W/T-T の比較の結果を、当局は合算(ゼロイング有り)できる(パラ 7.70)。

(3) パネルの判断

① W-T 比較の適用範囲を態様内取引に限定する点においては米国洗濯機上級委等に同意する(パラ 7.84)。

② AD 協定第 2.1 条及び GATT 1994 第 VI 条により、ダンピングマージンは産品全体に認定され、当該産品の全ての比較可能な輸出取引に対して算定されなければならない(パラ 7.88)。AD 協定第 2.4.2 条第二文の文言はこの例外として態様外取引を排除することを示唆していない(パラ 7.89~7.91)。また、米国洗濯機上級委報告の立場であれば、AD 協定第 2.4.2 条第二文は、態様内取引に限定して W-W/T-T 比較を適用できると定めれば足りたはずである(パラ 7.92)。

③ 全ての比較可能な輸出取引に対するダンピングマージンの計算が必要であるので、態様外取引に対する比較結果の合算時にマイナスマージンを無視することは許されない(パラ 7.97)。

(4) 結論

W-T 比較は態様内取引にのみ適用され、態様外取引に対する W-W/T-T 比較の結果を合算(ゼロイング無し)する必要がある(パラ 7.98 及び 7.99)。

4. AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較を行う際、マイナスマージンを無視すること(ゼロイング)は可能であるのか。

(1) パネルの判断

① 上記 3 の論点において、W-T 比較は態様内取引にのみ適用され、態様外取引に対する

W-W/T-T 比較の結果を合算（ゼロイング無し）する必要があると判断したところ、W-T 比較でゼロイング無しとすると、最終的なダンピングマージンの結果が、数学的に常に、全体に対する W-W 比較の適用結果と同じになり、AD 協定第 2.4.2 条第二文の存在意義がなくなる（パラ 7.100、7.105～7.106）。

② AD 協定第 2.4.2 条第二文の W-T 比較は、通常の比較方法である W-W/T-T 比較の例外である（パラ 7.104）。

③ 洗濯機案件上級委報告等の立場（W-T 比較においてゼロイング無し）に反対である（パラ 7.107）。

## (2) 結論

W-T 比較においてゼロイングは認められ、本論点に関して米国の AD 協定第 2.4.2 条第二文の不整合は認められない（パラ 7.106）。

## 第 4 解説

### 1. 態様（pattern）の具体的な判断基準

本パネルは、AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の「態様」の判断基準に関して、上記のとおり、(1)同じ類型内のみ態様は認定されなければならない、輸出取引全体に対して複数の態様が認定され得ること、(2)著しく高い輸出価格も「著しく異なっている」の要件を満たし得ると判断している。そして、(1)の論点については米国洗濯機案件の立場を踏襲しつつ、(2)の論点については米国洗濯機案件上級委の立場に反対している。

(2)の論点について、AD 協定第 2.4.2 条の文言からすると、本パネルの判断の方が自然であるように思われる。例えば、購入者 A、B、C 及び D が存在し、B、C 及び D に対して低価で販売し、他方で A に対して高い価格で販売することにより、ダンピングマージンが出ないようにするということは、少なくとも理論的には、可能であると思われる。よって、このような類型を文言上の根拠なく AD 協定第 2.4.2 条第二文の射程外とするのは解釈論としてやや苦しいのではないかと個人的には考える。

いずれにしても、本パネルは「態様」について、「特定の行動又は状況において、規則的かつ理解できる方式又は識別される連続」という抽象的定義を述べつつ、具体的な判断基準としては上記(1)及び(2)のみを明確化している。態様に関するその他の具体的な判断基準は何ら示されていない。例えば、各類型ごとに適用されるべき基準の程度（本件では Cohen の D テストの妥当性）は判断されていない。また、本パネルは、パラ 7.64 におい

て、特定の購入者等に対する加重平均価格をその他の購入者等に対する加重平均価格と比較することは当然の前提ではないと判断したものの、そのような比較方法を不整合とは言っていない。従って、米国がこの比較方法によって、ある類型内の全輸出取引を態様に含まれると判断することも妨げられないように解釈される。そうであれば、米国は、Cohen の D テスト（又はそれを緩和した基準）を類型ごとに適用し、その結果、全ての類型について、それぞれに含まれる全ての輸出取引が、態様に含まれる（＝全輸出取引に態様を認定する）と判断する余地は十分に残っているのではないかと思われる。よって、「態様」の判断基準についてはまだ不明確であり、例外であるはずの AD 協定第 2.4.2 条第二文の濫用の余地もあることから、今後の案件の蓄積が期待される。

## 2. AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較における、ゼロイングの可否を含む、ダンピングマージンの計算方法

本パネルを含む WTO 先例上採り上げられた、AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較の具体的方法の類型は、以下のとおりである：

- (1) 態様外取引を比較対象に含め、又は全輸出取引を 1 つ又は複数の態様内であると認定し、全輸出取引に対して W-T 比較（ゼロイング有り）を適用する（米国の現時点の実務）；
- (2) 態様外取引を比較対象から除外し、態様内取引に対する W-T 比較（ゼロイング無し）の結果のみに基づいてダンピングマージンを計算する（米国洗濯機案件上級委の立場）<sup>1</sup>；
- (3) 態様内取引に W-T 比較を適用し（ゼロイング無し）、態様外取引に W-W 比較又は T-T 比較を適用し、それぞれの結果を合算する（ゼロイング有り）（米国洗濯機案件パネルの立場）；又は
- (4) 態様内取引に W-T 比較を適用し（ゼロイング有り）、態様外取引に W-W 比較又は T-T 比較を適用し、それぞれの結果を合算する（ゼロイング無し）（本パネル報告の立場）

上記の各立場は、AD 協定第 2.4.2 条第二文の文言が詳細を定めていないことから、いずれも一定の説得力ある理由を有しているように思われ、明確に優劣をつけることはできないのではないかと思われる。ゼロイングを徹底して排除するという前提に立てば米国洗濯機案件上級委の(3)の立場にならざるを得ない。他方において、上記 3(2)②所定の本パネルによる米国洗濯機案件上級委の批判点もある程度説得力があるように思われる。いずれにせよ、本パネルは、米国洗濯機案件上級委が明確に判断した(3)の立場を否定するものであ

---

<sup>1</sup> 分母は全輸出取引が含まれる。

り、今後の上級委が本パネルの判断を覆すのか否か注意する必要がある。

### 3. 上級委の先例に明確に反対し、W-T 比較でゼロイングを認めた本パネル報告の位置づけ及び今後の見通し

本パネルは、AD 協定第 2.4.2 条第二文の場合においてもゼロイング禁止を徹底する米国洗濯機上級委報告の先例を明確に否定し、W-T 比較の範囲内でゼロイングを許容した点において注目度の高い案件である。米国としては、そもそも初回調査及び行政見直しにおいて全面的にゼロイングを適用していたところ、一連の WTO 先例によってそれらが禁止され、かつ、米国洗濯機上級委により、例外である AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較においてもゼロイングが禁止された状況にあった。AD 協定第 2.4.2 条第二文所定の W-T 比較においてまでゼロイングが禁止されたことは、米国からすれば「負け過ぎ」とも評価し得る状況である。その状況下において、本パネルは、米国洗濯機案件上級委を否定し、態様内の W-T 比較に限定されるものの、ゼロイングを認めた点において、米国にとっては歓迎できる判断であったといえる。

洗濯機案件上級委の当時と異なり、米国は、現在、WTO の紛争解決制度に対して批判を繰り返し、上級委委員の再任を拒絶することで上級委の機能を損なおうとしている状況にある。この状況下において、少なくとも通商法の実務家、専門家にとってある程度政治的又は象徴的な論点となっているゼロイングについて、上級委が、本パネルを覆してゼロイング禁止を徹底する WTO 先例を継続させるのか、それとも米国に付度して軌道修正するのか、注目に値するといえる。

仮に本パネルの判断が採用されるとすると、上記のとおり態様の判断基準が不明確であることから、全部又は大部分の輸出取引について態様の存在が認定され、ゼロイングが適用されてしまうという濫用の危険が発生する。また、米国以外の主要国は基本的にゼロイングをしていないところ、本パネルの立場が明確に認められれば、米国以外の国々も同様の手法でゼロイング適用を追随する可能性もある。仮に日本がゼロイング禁止の立場を継続するのであれば、本パネルの立場が認められてしまった場合には、「態様」の判断基準の明確化等、ゼロイングが許容される例外的場合の限定に努めるべきと思われる。